

大阪市告示第1574号

次の施設について、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第30条の11第1項の規定に基づき、施設等利用費の支給に係る施設として確認をしたので、同法第58条の11第1号の規定に基づき公示する。

令和7年11月18日

大阪市長 横山英幸

特定子ども・子育て支援提供者の名称	施設の名称	施設の所在地	子ども・子育て支援施設等の種類	確認年月日
社会福祉法人 尚和会	なのはな病児 病後児保育室	大阪市都島区中野 町4丁目17番7号	病児・病後児保育 事業	令和7年 4月1日
イーストクオリ ティ株式会社	輝け未来保育 園病児病後児 保育室	大阪市北区本庄東 2丁目4番9号	病児・病後児保育 事業	令和7年 4月1日

（こども青少年局子育て支援部管理課）